

平成30年度 第18回庁議要旨

日時：平成30年12月25日（火）

午前9時～午前10時15分

会場：庁議室

[審議事項]

1 NPO支援に関する基本方針の見直しについて〔復興政策部〕

市民公益活動団体との関わりについて、「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」等が策定された平成15年当時の状況は、団体を育成するために支援する意味合いが強い内容となっていた。

現状は、少子高齢化の進行、人口減少や個人のライフスタイルの多様化などの環境の変化により、地域コミュニティの希薄化などの地域課題が生まれ、従来の公共サービスだけでは解決が困難な状況になりつつある。

また、東日本大震災の発生により、多くの市民公益活動を行う団体の活動が広く認知され、地域課題の解決や市民ニーズへの対応など、団体の活動が大きな効果をもたらしたことから、市と市民公益活動団体との協働推進が望まれているところである。

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会を形成し、地域課題の解決と多様化する市民ニーズに対応した市民公益活動団体との協働を推進するため、NPO支援に関する基本方針の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

【主な見直し内容】

NPO支援に関する基本方針について

- ① 団体への支援重視から団体との協働推進を重視する内容に変更するとともに、基本方針の表題を「NPO支援に関する基本方針」から「市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針」に変更
- ② 市民公益活動団体との協働を推進するため、協働の効果、原則、形態を掲載
- ③ 協働における責務及び取組を、市、市民公益活動団体及び市民それぞれに掲載
- ④ 協働の取組の「検証・評価・見直し」について掲載

※基本方針の改正に伴い、「石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例」についても一部改正を行う。

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例の一部改正について提案（平成31年4月1日施行）
石巻市市民公益活動団体との協働推進に関する基本方針施行
（平成31年4月1日施行）

4月～ マニュアルの策定等、協働推進に必要な環境整備を検討

2 町の区域の変更及び住居表示の変更について（湊北地区）〔復興政策部〕

湊北地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路を新たに整備されることから、整備される土地の形状に合わせて町の区域を変更することにより住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

湊北地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わることから、下記のとおり町の区域を変更するもの。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

| 区域を変更する町名 | 左の区域に編入される区域 |
|-----------|-------------------------|
| | 町名 |
| 湊町一丁目 | 川口町一丁目、川口町二丁目、湊町二丁目の各一部 |
| 湊町二丁目 | 湊町一丁目の一部 |

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ町の区域の変更について提案

平成32年1月 新しい街区符号及び住居番号の告示

住民への説明

2月 新住所の施行（土地区画整理事業の換地処分公告日の翌日）

3 町の区域を新たに画すること及び住居表示の廃止について（湊東地区）〔復興政策部〕

湊東地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路を新たに整備されることから、整備される土地の形状に合わせて町の区域を新たに画することにより、住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

湊東地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わることから、下記のとおり町の区域を新たに画するもの。

なお、当該地区は住居表示実施区域であるが、新町名を付け地番の整理を行うことにより分かりやすい住所になるため、住居表示は廃止することとする。

| 新たに画する町名 | 左の区域に包含される区域 |
|-----------------|--|
| | 町・字名 |
| みなとひがし 湊東一丁目 | 大門町二丁目、大門町三丁目、大門町四丁目、湊町四丁目、明神町一丁目、明神町二丁目の各一部 |
| みなとひがし 湊東二丁目 | 大門町三丁目、大門町四丁目、明神町二丁目、湊字大門崎の各一部 |
| みなとひがし 湊東三丁目 | 明神町一丁目、明神町二丁目、湊字須賀松の各一部 |

(2) 今後の予定

- 平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ町の区域を新たに画すること及び住居表示実施区域の変更について提案
- 平成32年1月 街区符号及び住居番号の廃止の告示
住民への説明
- 2月 新住所の施行（土地区画整理事業の換地処分公告日の翌日）

4 コミュニティセンターの廃止及び無償譲渡について〔復興政策部・牡鹿総合支所〕

コミュニティセンターは、地域住民の連帯意識を高め、住民の福祉と健康の増進に寄与し、地域のコミュニティづくりの推進を図ることを目的に設置しているが、施設の老朽化が進んでいる状態にある。

また、石巻市行財政運営プランや石巻市公共施設等総合管理計画においては、集会所的施設は各地域団体への無償譲渡を推進することとしている。

老朽化の著しい施設を廃止するとともに、施設を地元町内会等へ無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成と地区住民の自治意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

① 小竹地区コミュニティセンター（廃止）

【施設概要】

- ア 所在地 石巻市小竹浜字山居山11番地1
- イ 設置年月日 平成3年4月1日
- ウ 構造・面積 集会室 木造平屋建：59.62㎡
倉庫 鉄骨造平屋建：200.00㎡
- エ 廃止後の予定 解体後、地元の集会所を市補助金を活用して建設

② 寺山地区コミュニティセンター（廃止）

【施設概要】

- ア 所在地 石巻市十八成浜寺山1番地1
- イ 設置年月日 昭和59年10月8日
- ウ 構造・面積 木造平屋建：110.96㎡
- エ 廃止後の予定 解体後の跡地は所有者へ返還

③ 小沢地区コミュニティセンター（廃止及び無償譲渡）

【施設概要】

- ア 所在地 石巻市十八成浜葉ノ木沢4番地117
- イ 設置年月日 平成10年3月20日
- ウ 構造・面積 木造平屋建：57.96㎡
- エ 廃止後の予定 地元町内会へ無償譲渡（土地は無償貸付）
- オ 譲渡先 十八成自治会

④ 鹿妻南コミュニティハウス（廃止及び無償譲渡）

【施設概要】

- ア 所在地 石巻市鹿妻南二丁目6番25号
イ 設置年月日 平成24年7月2日
ウ 構造・面積 木造平屋建：268.30㎡
エ 廃止後の予定 地元町内会へ無償譲渡（土地は無償貸付）
オ 譲渡先 鹿妻地区集会所管理運営委員会（鹿妻地区3町内会で構成）

(2) 今後の予定

- 平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ石巻市コミュニティセンター条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（平成31年4月1日施行予定）
3月 市有財産譲渡契約の締結
4月 地元町内会へ無償譲渡（小沢地区、鹿妻南）
6月 施設の解体（小竹地区、寺山地区）

5 石巻市名振地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について〔雄勝総合支所・復興政策部〕

石巻市名振地区コミュニティセンターは、地区住民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域づくりを推進する場として設置され、主に名振地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する名振新生会が指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

しかし、東日本大震災後は当該施設の敷地内に仮設住宅を建設したことから、仮設住宅入居者の集会所施設として使用しており、平成30年度までは市の直営で施設の管理運営を行うこととしている。

地域の実情を踏まえた効率的かつ効果的な管理運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 名称 石巻市名振地区コミュニティセンター
② 所在地 石巻市雄勝町名振字東45番地1
③ 施設概要 鉄骨造平屋建て：371.40㎡
④ 施設機能 多目的室、和室、調理室
⑤ 指定期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで（3年間）
⑥ 選定候補者 名振新生会
代表者 会長 高橋 守次
石巻市雄勝町名振字東12番地13
⑦ 選定方法 非公募
⑧ 選定理由 同団体は、地区住民を中心として組織され、平成18年度から震災前までの間、同施設の指定管理者として良好な管理運営を行っており、また、地域住民のニー

ズにあったサービスの充実やノウハウの活用、地域の活性化が期待できることから、これまでの運営実績を勘案し、同団体を当該施設の指定管理者として指定するもの。

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ指定管理者の指定について提案
3月 指定管理に係る基本協定の締結
4月 指定管理に係る年度協定の締結
供用開始に合わせて指定管理者による管理運営開始

6 市税等における減免等の申請期限の見直しについて〔財務部・健康部〕

市税の減免は、地方税法に「貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者」、「公益上の事由も含め特別の事情がある者」、「天災その他の災害を受けた者」と規定され、石巻市市税条例で税目ごとに定めており、その申請期限は全税目で「納期限前7日まで」としている。

平成27年3月に、総務省により税条例（例）における減免の申請期限を「納期限前7日まで」から「納期限（前〇日）まで」に改められ、また、平成30年3月には、宮城県より自動車税の減免申請期限を平成30年度から同様の取扱いに改める旨の通知があり、市税等の取扱いについて検討を行っていた。

市税等の減免申請期限について、国及び県の通知と同様の措置を講ずることにより減免申請者の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 市税の減免申請期限の改正（「納期限前7日まで」を「納期限まで」に）
 - ・ 市民税（法人・個人）、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税
- ② 固定資産税の課税免除に関する条例の申請期限を改正（「納期限前7日まで」を「納期限まで」に）
 - ・ 自然環境保全地域等における固定資産税の課税免除
- ③ 保険税・料の減免申請期限の改正（「納期限前10日まで」を「納期限まで」に）
 - ・ 国民健康保険税、介護保険料

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ関係条例の一部改正について提案
（平成31年4月1日施行予定）

7 （仮称）石巻市白浜ビーチパークの設置について〔北上総合支所・産業部〕

北上町白浜地区の白浜海水浴場は、市内有数の観光地として毎年1万人以上の観光客が訪れ賑わっていたが、東日本大震災の津波により壊滅的被害を受けた。その後、白浜地区の再生と北上地区の観光振興のため、今年度、7年振りに海水浴場の再開を果たした。

また、白浜海水浴場に隣接する白浜集落の高台移転に伴い、集落跡地を被災低平地整備事業としてデイキャンプ場等の整備を進めている。

海と自然に触れ合う場を提供することで、北上地域の観光振興と活性化を図るもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

(仮称) 石巻市白浜ビーチパーク

② 所在地

石巻市北上町十三浜字白浜地内

③ 施設概要

ア 建築・設備

東屋棟：鉄骨造平屋建て 延べ床面積：284.50 m²

(倉庫兼詰所 15.00 m²、調理用洗い場 18.00 m²)

シャワー棟：木造平屋建て 延べ床面積：96.05 m²

(トイレ男女、多目的トイレ、更衣室男女、多目的シャワー)

屋外シャワー

完成時期：平成30年7月31日

イ 附帯施設

駐車場：約5,800 m² (普通車 171 台)

デイキャンプサイト：約6,000 m² (フリーサイト)

完成時期：平成31年3月予定

④ 管理方法

地元自治会で組織する組合へ管理業務委託を予定

⑤ 利用方法

施設利用の届出は、北上観光物産交流センターを予定

イベント等による施設の占用については、北上総合支所が総合的に判断し許可する。

⑥ 利用期間等

開設日：平成31年4月1日

| 利用期間 | 利用時間 |
|------------------|------------|
| 毎年4月1日から11月30日まで | 午前8時から日没まで |

※ただし、屋外シャワー、多目的シャワー、更衣室については毎年7月1日から8月31日までの午前8時から午後4時まで

⑦ 施設利用料金

無料

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ(仮称)石巻市白浜ビーチパーク条例の制定について提案(平成31年4月1日施行予定)

(仮称)石巻市白浜ビーチパーク条例施行規則制定

(平成31年4月1日施行予定)

3月 附帯施設工事完了

4月 (仮称)石巻市白浜ビーチパーク利用開始

8 北上地区多目的広場の整備について〔北上総合支所・半島復興事業部〕

北上地区にっこり拠点施設整備事業では、北上総合支所・公民館等の複合施設、こども園や北上小学校等、行政、福祉、健康、教育、防災等の各ゾーンを集約した新たな拠点づくりを目指しているところである。また、北上地域まちづくり委員会から、公園・緑地ゾーンとして市民等の憩いの場となる公園の整備について提案を受け、拠点施設整備用地に隣接する丸山地区に整備することとしている。

スポーツゾーン、健康増進ゾーン、遊具ゾーンに区分し、幼児から高齢者まで幅広い年代で利用できる多目的広場を整備し、地域住民や来訪者等に憩いの場、活動の場を提供するもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

北上地区多目的広場

② 施設概要

面積：約23,720㎡

施設内容：東屋1棟、トイレ1か所、遊具6基、健康遊具5基、園路(延長885m、幅3m)

駐車場(1,200㎡)

③ 管理方法

業務委託による施設管理とする。

(2) 今後の予定

| | |
|------------|------|
| 平成31年4月～5月 | 現況測量 |
| 6月 | 基本設計 |
| 9月 | 実施設計 |
| 平成32年3月 | 工事着工 |
| 平成33年3月 | 工事完了 |

[報告事項]

1 平成30年度宮城県原子力防災訓練の実施について〔総務部〕

原子力防災訓練は、女川原子力発電所の運転開始の前年から宮城県、旧牡鹿町、旧雄勝町、石巻市及び女川町で実施してきた。

東日本大震災以降は、原子力災害対策指針の見直しにより、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が女川原子力発電所から半径30kmと拡大されたことから、宮城県、石巻市、女川町に登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町を加え訓練を実施している。

原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力及び避難計画等の事前対策の検証を行うことにより、住民の防災意識の高揚を図るもの。

(1) 主な内容

① 日時：平成31年1月24日（木）午前9時から

今年度の訓練は、避難先自治体と連携した住民の広域避難及び関係全市町による緊急時通信連絡訓練の実施を予定している。このため、訓練に初めて参加する自治体が多くなることから、対応が容易な1日間の開催とする。

- ② 場 所：石巻市内全域（避難先自治体を含め県内各市町で実施）
- ③ 主 催：宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町
- ④ 事故想定： 宮城県沖にて地震発生後、外部電源の喪失により、定格熱出力運転中の東北電力株式会社女川原子力発電所2号機において原子炉が自動停止し、機器故障によって原子炉冷却機能が喪失した後に全面緊急事態に至る。その後、炉心が損傷し、放射性物質が女川原子力発電所の西から北西方向の範囲に放出され、同方向において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になったと想定する。

⑤ 訓練項目

- ア 緊急時通信連絡訓練
- イ 県災害対策本部運営訓練
- ウ 石巻市災害対策本部運営訓練
- エ 県現地災害対策本部運営訓練
- オ 原子力災害合同対策協議会等活動訓練
- カ 緊急時モニタリング訓練
- キ 広報訓練
- ク 原子力災害医療活動訓練
- ケ 住民避難訓練
 - ・屋内退避訓練
 - ・広域避難訓練
- コ 交通対策等措置訓練

⑥ その他

平成29年3月に策定した避難計画の実効性を検証する場とする。

(2) 今後の予定

職員参加依頼、細部計画については、決定次第、グループウェアに掲載

2 建築基準法に基づく制度の新設に係る手数料規定等の見直しについて〔建設部〕

最近の大規模火災や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物・市街地の安全性の確保、既存建物ストックの活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制を見直した建築基準法の一部を改正する法律が公布された。

建築基準法の一部改正に伴い、石巻市建築基準等に関する条例で定める手数料規定等の改正を行うもの。

(1) 主な内容

① 用途規制の適用除外に係る手続の合理化（法第48条第16項関係）

第1号については、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について特例許可をする場合は、公聴会及び審査会の同意を不要化でき、第2号については、日常生活に必要な政令で定める建築物で、騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置が講じられているものの建築について特例許可をする場合は、建築審査会の同意を不要化できるものとする。

【新 設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|---|----------|
| 法第48条第16項第1号の規定による特例許可の申請（公聴会及び審査会同意不要） | 120,000円 |
| 法第48条第16項第2号の規定による特例許可の申請（審査会同意不要） | 140,000円 |

* 現行手数料 180,000円（公聴会及び審査会同意要）

② 前面道路側に壁面線指定を行った場合等の建蔽率緩和（法第53条第5項関係）

特定行政庁が前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した範囲内において、建築物の建蔽率を緩和できることとする。

【新 設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|-----------------------------------|---------|
| 法第53条第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請 | 33,000円 |

③ 用途変更に係る全体計画認定制度の導入（法第87条の2関係）

これまでは用途変更に伴って現行基準に適合させるための改修を一度に行う必要があったが、第1項の規定の認定により、増改築等を伴わない用途変更については、地方公共団体が「全体計画」を認定することで段階的・計画的な改修ができるものとする。第2項の規定の変更認定については、認定を受けた計画を変更する場合に再度認定を受けることができることとする。

【新 設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|-------------------------|---------|
| 法第87条の2第1項の規定による認定の申請 | 27,000円 |
| 法第87条の2第2項の規定による変更認定の申請 | 27,000円 |

④ 一時的に他の用途に転用する場合の制限の緩和（法第87条の3関係）

仮設建築物を建築する場合と同様に、既存建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合も、法の全部又は一部の適用を除外できるものとする。

【新 設】

| 許可等の申請の区分 | 手数料の額 |
|-------------------------------------|---|
| 法第87条の3第5項の規定による許可の申請（1年以内の期間の興行場等） | 延べ面積100㎡以下 40,000円 延べ面積100㎡超500㎡以下 80,000円 延べ面積500㎡超 120,000円 |
| 法第87条の3第6項の規定による許可の申請（1年超えの特別興行場等） | 延べ面積100㎡以下 80,000円 延べ面積100㎡超500㎡以下 120,000円 延べ面積500㎡超 160,000円 |

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案（改正建築基準法の施行の日から施行）

3 石巻市議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成経費の公費負担について〔選挙管理委員会〕

市長選挙の選挙運動においては、公職選挙法に基づきビラの頒布が認められており、その作成経費については「石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例」に基づき公費負担としているところである。

今般、公職選挙法の改正により、市議会議員の選挙運動においても、公費負担により作成したビラの頒布ができることとなった。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、市議会議員選挙において資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保つとともに、有権者への情報提供の機会を拡充するもの。

(1) 主な内容

【改正内容】

- ① 市議会議員選挙運動用ビラ作成経費について、公費負担できるようにする。
- ② 公費負担額は、市長選挙におけるビラの作成公費負担額と同様に、公職選挙法施行令の基準に基づき1枚7円51銭以内、作成枚数は公選法の基準に基づき4,000枚以内とする。

(2) 今後の予定

平成31年2月 平成31年市議会第1回定例会へ石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）
石巻市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例施行規程の一部改正（直近の選挙管理委員会へ提案）

〔その他〕

・なし

以 上